

学校会計について

1. 学校会計とは

私立学校を経営している学校法人の会計処理は、以下の法律に従って行います。

(1) 私立学校法の会計規定

- ① 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
- ② 学校法人は、これらの書類と監事の監査報告書を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(2) 私立学校振興助成法

国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法により、次の対応が必要であると定められています。

- ① 文部科学大臣の定める学校法人会計基準に従い会計処理を行い、計算書類を作成すること。
- ② 計算書類、収支予算書を所轄庁へ会計年度終了後3か月以内に届け出ること。
- ③ 計算書類については、公認会計士または監査法人の監査を受けること。

※ただし、学校法人が行う収益事業については、企業会計の方法に従って計算書類を作成します。

2. 学校法人会計基準とは

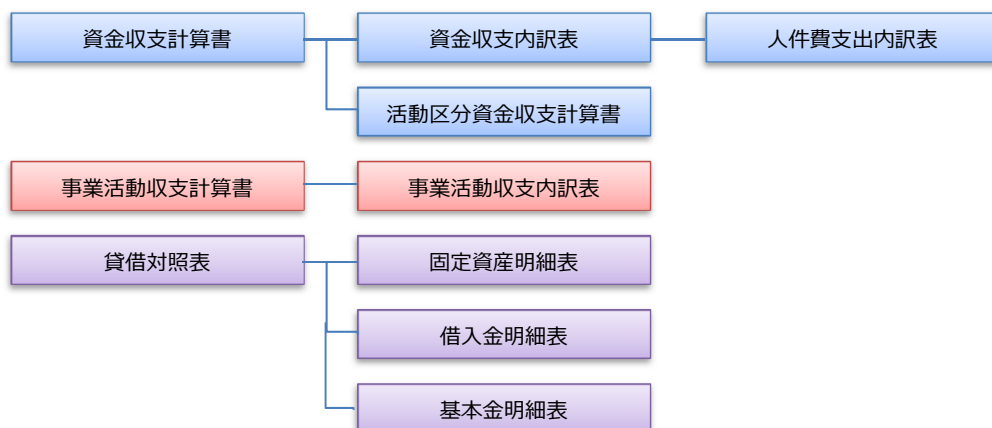
制 定：昭和46年4月 1日 文部省令第18号

最終改正：平成27年3月30日 文部科学省令第13号

(1) 会計の原則

- ① 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- ② すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。
- ③ 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りように表示すること。
- ④ 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(2) 学校法人が作成しなければならない計算書類



3. 学校会計の計算構造

(1) 資金収支計算書 … その年度の資金の状況を示すもの

- ① 当該年度に行った諸活動に対応するすべての収入と支出の内容
- ② 当該年度にかかる支払資金（現金及びいつでも引き出すことのできる預貯金）の収入と支出のてん末

上記2つを明らかにするものです。

学校の資金規模を知り、予算管理する上では有益な情報となります。

企業会計でいう「キャッシュ・フロー計算書」に当たりますが、当該年度の活動のすべてを明らかにするため、期末未収入金、期末未払金、前期末前受金及び前期末前払金の4つの調整勘定を用いて調整計算を行っています。また、活動を区分せず全体として把握するところが異なっています。資金収支計算書の附属表である「活動区分資金収支計算書」では、「教育活動」・「施設整備等活動」・「その他の活動」の3つの活動に区分しています。

【収入】

科 目	内 容
学生生徒等納付金収入	入学金、授業料、課外活動育成費、教育充実費 など
手数料収入	入学検定料、試験料、証明手数料 など
寄付金収入	金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金収入にならないもの
補助金収入	国または地方公共団体からの助成金
資産売却収入	固定資産の売却収入
付随事業・収益事業収入	学生寮費、受託事業収入、水産養殖種苗センターからの繰入収入 など
医療収入	入院収入、外来収入 など
受取利息・配当金収入	預貯金の利息、証券投資信託の収益の分配金及び株式の配当金
雑収入	法人が所有する教室等の使用料、退職金財団交付金、過年度修正収入 など
前受金収入	翌年度入学生の授業料など、翌年度の収入となるもの
その他の収入	前期の未収入金収入、預り金、仮受金、貸付金回収収入 など
資金収入調整勘定	期末未収入金（当期活動の未収分）、前期末前受金（当期活動の前期入金分）

【支出】

科 目	内 容
人件費支出	専任教職員、非常勤教員等に支給する給与・賞与、アルバイト料、退職金 など
教育研究経費支出	学生生徒等の教育指導に係る経費、教員の研究活動に係る経費、医療に係る経費
管理経費支出	教育研究経費以外の経費
借入金等利息・返済支出	日本私立学校振興・共済事業団、市中銀行からの借入金に対する利息及び返済額
施設関係支出	土地、建物（電気・給排水・空調等の附属設備含む）、構築物、建設仮勘定 など
設備関係支出	機器備品、図書、車両、ソフトウェア など
資産運用支出	有価証券の購入支出、特定資産への繰入支出
その他の支出	前期の未払金支払、前払金、貸付金支払 など
資金支出調整勘定	期末未払金（当期活動の未払分）、前期末前払金（当期活動の前期支払分）

（２）事業活動収支計算書 …… その年度の採算の状況を示すもの

- ① 当該会計年度の事業活動収入及び事業活動支出の内容
- ② 学校法人の財政の均衡状態（バランス）

上記２つを明らかにするものです。

永続的な学校法人の運営のためには、事業活動収支のバランスが重要な条件となります。

企業会計でいう「損益計算書」に当たり、資金の動きを伴わない「現物寄付」、「減価償却額」、「退職給与引当金繰入額」などを加えて収支計算を行います。資産や負債となるものは含まれません。

事業活動収入（収益）と事業活動支出（費用）の差額が、「損益計算書」の当期利益（損失）に当たり、「基本金組入前当年度収支差額」といいます。

企業会計と学校会計でもっとも異なる点は、「基本金」という概念です。学校法人は、基本金組入後の収支均衡を求められています。学校法人が教育研究活動を行なっていくためには、校地・校舎・機器備品・図書などの資産を持ち、永続的に維持する必要がある、当該年度に資産の取得に充てた金額を組み入れる仕組みを第１号基本金といいます。他に、将来計画のために組み入れる第２号基本金、運用果実を特定の事業目的に使用する第３号基本金、運営に必要な運転資金として計上する第４号基本金（文部科学大臣の定める額）があり、その額を控除したものを、当年度収支差額といいます。

「教育活動」・「教育活動外」・「特別」の３つの活動に区分されており、経常的な収支と臨時的な収支、それぞれの収支状況が把握できます。ただし、収入と支出の計上区分が必ずしも一致しないため、分析には留意が必要です。

【収入】

科 目	内 容
現物寄付	現金を伴わない現物による寄贈
資産売却差額	固定資産の売却収入のうち簿価よりも高く売却された場合の簿価との差額

【支出】

科 目	内 容
人件費	退職給与引当金繰入額を含む
教育研究経費・管理経費	減価償却額を含む
資産処分差額	固定資産の廃棄・除却した場合の簿価及び簿価よりも安価で売却された場合の差額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能見込額をあらかじめ費用計上する額

※資金収支と同一の科目は説明を省略しています。

（３）貸借対照表 …… 年度末における財政状況を示すもの

当該年度末における資産、負債、純資産（基本金、繰越収支差額）を表し、学校法人がその時点で、どのような資産（または負債）がどれだけあるかという財政状況を示します

ほぼ企業会計での「貸借対照表」と役割は同じですが、資本金の代わりに学校法人特有の「基本金」が表示されます。

※なお、学校法人会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているため、一般の企業会計による計算書とは異なっています。